

# 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案（第30 約款）」に対する提言書

平成 25 年 6 月 5 日  
公益社団法人リース事業協会

## 〈意見〉

民法に約款に関する規律を設けるべきでない。

## 〈理由〉

- ①事業者間の取引において、事業者と取引の相手方は、契約時に契約書に記載された契約内容を確認し、双方合意の上で各種契約を締結していることから、当該契約に係る法的有効性の問題は生じることがない。このことを踏まえると、事業者間の契約においては、民法に約款を定義した上で、組入要件を導入する必要がない。
- ②中間試案では、約款の定義として、「多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」としているが、包括的な定義であり、上記①のように約款の規律が不要な契約に対しても、民法の約款の規律が適用されることが強く懸念される。
- ③約款に関する規律を設ける趣旨として、「約款を用いた取引の法的安定性を確保する見地」（中間試案の概要）と説明されているが、却って、約款の定義、組入要件、個別条項に関する法的紛争を惹起させることになり、取引の安定性や迅速性を損ない、経済活動の効率化を阻害する要因となりかねない。

以上

## 〈参考〉民法（債権関係）の改正に関する中間試案

### 第30 約款

#### 1 約款の定義

約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。

（注）約款に関する規律を設けないという考え方がある。

#### 2 約款の組入要件の内容

契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までには、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。

（注）約款使用者が相手方に対して、契約締結時までには約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方がある。

#### 3 不意打ち条項

約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記2によっては契約の内容とはならないものとする。

#### 4 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

（以下、略）

#### 5 不当条項規制

前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。

（注）このような規定を設けないという考え方がある。